第三百十六条の十八第一号中「を閲覧し、かつ、謄写する」を「について、第三百十六条の十四第一項第一号ロに定める」に改め、同条第二号中「その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧し、かつ、謄写する」を「供述要旨書面等）について、第三百十六条の十四第一項第二号ロに定める」に改める。

第三百十六条の二十一第一項中「提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「第三百十六条の十三第三項」を「第三百十六条の十三第四項」に改め、同条第三項中「書面の提出及び送付並びに前項の」を「規定による提出、第二項において準用する第三百十六条の十三第二項の規定による送付及び前項の規定による」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「第三百十六条の十三第四項」に改め、同条第四項及び第五項中「これを」を削る。

第三百十六条の二十二第二項中「第三百十六条の十三第三項」を「第三百十六条の十三第四項」に改め、同条第四項及び第五項中「これを」を削る。

第三百十六条の二十三第一項中「これを」を削り、同条第二項中「第三百十六条の二十一第四項」を「第三百十六条の二十一第五項」に改め、「これを」を削り、同条第三項中「これを」を削る。

第三百十六条の二十五第一項及び第三百十六条の二十六第一項中「第三百十六条の二十一第四項」を「第三百十六条の二十一第五項」に改める。

第三百十六条の二十七第一項後段を次のように改める。

この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

第三百十六条の二十七第二項中「を記載した一覧表の提示」を「の一覧表を提示すること」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

第三百十六条の二十七第三項中「第一項」を「第一項及び前項」に、「前項」を「前二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項の場合においては、裁判所は、何人にも、第一項の証拠又は前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

第三百十六条の二十八第二項中「及び第三百十六条の十二」を「並びに第三百十六条の十二第一項及び第二項」に、「同条第二項」を「同項及び同条第三項」に改める。

第三百十六条の三十四第五項中「規定は、」を「規定は」に、「又は」を「が行われる場合について、第一項から第四項までの規定は公判準備において」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。

裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、次の各号に掲げるいずれかの場所に申出をした者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した当該申出をした者は、その公判期日に出席したものとみなす。

一　裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所以外の場所であつて、同一構内にあるもの

二　他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、裁判所が適当と認めるもの

前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

第三百十六条の三十九第一項中「同条第五項」を「同条第七項」に、「場合に」を「場合（同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する方法による場合を含む。第四項において同じ。）に」に改め、同条第四項中「面前」を「面前（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合を含む。）」に改め、同条第五項中「場合」を「場合（同条第五項に規定する方法による場合を含む。）」に改める。

第三百二十条第一項中「第三百二十一条乃至第三百二十八条」を「次条から第三百二十八条まで」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三百二十一条第一項中「書面で」を「書面若しくは電磁的記録であつて」に、「のある」を「があり、若しくは裁判所の規則で定める供述者の署名若しくは押印に代わる措置がとられた」に改め、同項第一号及び第二号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同項第三号中「以外の書面」を「及び電磁的記録以外の書面又は電磁的記録」に改め、同項第二項中「又は」を「若しくは電磁的記録又は」に、「記載した書面」を「記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録」に改め、同条第三項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「である」を「とする」に改める。

第三百二十一条の二第一項中「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第二項中「第三百五条第五項ただし書」を「第三百七条の二第四項ただし書」に改める。

第三百二十一条の三中「記録媒体」を「電磁的記録」に改める。

第三百二十二条第一項中「書面で」を「書面若しくは電磁的記録であつて」に、「のある」を「があり、若しくは裁判所の規則で定める被告人の署名若しくは押印に代わる措置がとられた」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「疑が」を「疑いが」に改め、同条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三百二十三条中「以外の書面」を「及び電磁的記録以外の書面又は電磁的記録」に改め、同条各号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三百二十五条中「書面又は」を「書面若しくは電磁的記録又は」に、「に記載された」を「若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録された」に改める。

第三百二十六条第一項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「乃至前条」を「から前条まで」に改め、同条第二項中「証拠調」を「証拠調べ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三百二十七条中「文書の」を「文書若しくは電磁的記録（以下この条において「文書等」という。）の」に、「記載して」を「記載し、又は電磁的記録として記録して」に、「その文書」を「その文書等」に、「その書面」を「当該書面又は当該電磁的記録」に改める。

第三百二十八条中「乃至第三百二十四条」を「から第三百二十四条まで」に、「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改める。

第三百五十条の三第二項中「又は」を「若しくは」に、「書面」を「書面又はこれらの者が裁判所の規則で定める連署に代わる措置をとつた電磁的記録」に改める。

第三百五十条の七第一項中「（以下「合意内容書面」を「又は電磁的記録（以下これらを「合意内容書面等」に改め、同条第二項及び第三項中「合意内容書面」を「合意内容書面等」に、「の書面」を「の書面又は電磁的記録」に改める。

第三百五十条の八及び第三百五十条の九中「合意内容書面」を「合意内容書面等」に改める。

第三百五十条の十第二項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、被疑者又は被告人に対する電磁的記録による当該告知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。